

平成 26 年 12 月

関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録

平成 26 年 12 月関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録 目次

平成 26 年 12 月 20 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 委 員	1
3	欠 席 委 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 26 年 12 月 20 日
開催場所 本部事務局 大会議室
開会時間 午後 1 時 30 分開会
閉会時間 午後 3 時 15 分閉会

議 題

1 調査事件

- 第 1 広域防災の推進について
第 2 広域医療の推進について
第 3 次期「関西広域救急医療連携計画（中間案）」について

○出 席 委 員 (13 名)

2 番 中 沢 啓 子	19 番 岸 本 健
4 番 吉 田 清 一	27 番 北 島 勝 也
5 番 中 川 貴 由	28 番 隠 塚 功
10 番 三 宅 史 明	31 番 杉 田 忠 裕
11 番 富 田 健 治	33 番 吉 川 敏 文
16 番 山 本 敏 信	35 番 藤 原 武 光
18 番 日 村 豊 彦	

○欠 席 委 員 (5 名)

7 番 石 田 宗 久	24 番 伊 藤 保
9 番 上 島 一 彦	26 番 檜 本 孝
22 番 山 下 直 也	

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長	佐 藤 博 之
議会事務局次長兼総務課長	村 上 元 伸
議会事務局調査課長	樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長（広域防災担当）	井 戸 敏 三
広域連合委員（広域防災副担当）	久 元 喜 造
広域防災局長	杉 本 明 文
広域防災局広域防災参事	広 瀬 朋 義
広域防災局次長	松 原 浩 二
広域防災局防災計画参事	藤 森 龍
広域防災局広域企画課長	計 倉 浩 寿
広域防災局訓練課長	瀬 尾 和 章
広域防災局広域研修課長	高 見 隆

広域防災局参与（滋賀県）	西川 美則
広域防災局参与（京都府）	山田 清司
広域防災局参与（和歌山県）	木村 雅人
広域防災局参与（徳島県）	床 桜 英二
広域防災局参与（京都市）	高城 順一
広域防災局参与（大阪市）	東 信作
広域防災局参与（堺市）	志 摩 哲也
広域連合委員（広域医療担当）	飯 泉 嘉門
広域医療局長	大 田 泰介
広域医療局医療政策課長	田 中 稔
広域医療局医療戦略課長兼広域医療局課長（徳島ドクターヘリ担当）	
	春 木 尚 登
広域医療局健康増進課長	鎌 村 好 孝
広域医療局感染症・疾病対策課長	稲 井 芳 枝
広域医療局薬務課長	久 米 哲 也
広域医療局参与（滋賀県）	中 井 清
広域医療局課長（京滋ドクターヘリ担当）	嶋 村 清 志
広域医療局参与（京都府）	宮 地 徹
広域医療局課長（大阪ドクターヘリ担当）	永 井 仁 美
広域医療局参与（兵庫県）	野 原 秀 晃
広域医療局課長（3府県・兵庫県ドクターヘリ担当）	藪 本 訓 弘
広域医療局参与（和歌山県）	野 尻 孝 子
広域医療局参与（鳥取県）	藤 井 秀 樹
広域医療局参与（京都市）	石 田 信 幸
広域医療局参与（大阪市）	谷 口 正 和
広域医療局参与（堺市）	北 出 法 正
広域医療局参与（神戸市）	廣 瀬 万 希 子

午後1時30分開会

○委員長（北島勝也） それでは、これより関西広域連合議会防災医療常任委員会を開催をいたします。

最初に、井戸広域連合長から一言ご挨拶を願います。

井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） お許しを得ましたので、私から一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

関西広域連合議会防災医療常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

広域連合の発足から今年1日をもちまして4年を迎えます。昨年度、ご議決をいただき改定しました第2期の広域計画の初年度になります。防災分野では、大規模広域災害発生時に広域連合がとるべき対応やその手順につきまして定めました関西全体の防災計画であります、関西防災・減災プランにつきまして、平成23年度から順次策定に取り組んでまい

りましたが、本年6月に風水害対策編、そして、感染症対策編を連合議会からご議決いただきました。当初予定しておりました四つの対策分野別のプラン策定が完結したことになります。

本年も多くの風水害に見舞われました。特に8月の台風や局地豪雨など、8月豪雨と称される異常気象が起きました。関西地域におきましても、8月9日から10日にかけて、四国、関西を通過した台風11号や、8月16日から17日にかけての局地的な豪雨では、京都府、兵庫県、徳島県を中心に、関西一円で甚大な被害がありました。関西広域連合では、応援・受援調整室を立ち上げ、災害情報や支援ニーズの収集に当たりますとともに、これらを一連の複合災害として激甚災害に指定することなど、10項目にわたる緊急提案を取りまとめ、国に申し入れました。また、被災地で求められる災害ボランティア情報の提供につきましても、被災府県とともに取り組んでまいりました。

去る10月19日には、和歌山県において、近畿府県合同防災訓練を開催いたしました。近畿府県の防災関係機関が連携した広域かつ大規模な実働訓練であります。118の関係機関、約6,400人の参加のもとに実施されました。今回の訓練では、広域連合としては、関西広域応援・受援実施要綱に基づき、緊急派遣チーム派遣訓練、トラック協会の協力を得た八尾空港等を活用する広域医薬品搬送訓練を実施しました。また、9月1日には、本年、相互応援協定を締結いたしました関東9都県市の合同防災訓練にも広域連合として参加しました。さらに、来年2月1日ではありますが、和歌山県で南海トラフ巨大地震を想定した広域応援図上訓練を実施いたします。

今後とも、関係機関や民間事業者と連携した訓練を実施し、実効性の高い防災力の強化に努めてまいります。

東日本大震災では、被災地への緊急支援物資が集積拠点に滞留し、被災者の手元までなかなか届かないという事態が発生しました。南海トラフ地震等において、同じようなことが起こることにならないように今から準備しておく必要があります。このため、今年度、民間物流事業者、流通事業者などの参画を得まして、緊急物資円滑供給システム協議会を設置いたしまして、大規模広域災害時の緊急物資の輸配送及び調達確保について検討を進めています。

1,000年に一度と言われる南海トラフ巨大地震の被害想定が、各府県において実施され、その結果がこの秋、出そろいました。今後はこれに基づいて行動計画が策定されることとなります。関西広域連合としても、これらとの整合を図りながら、応急対応マニュアルを策定します。緊急物資円滑供給システム協議会の成果もその中に反映してまいります。

また、広域災害時の広域避難を中心に、関係する事業者や団体と協力協定を締結をする必要がありますので、その準備を進めています。

今後とも、広域防災を担当する兵庫県と神戸市が中心となりながら、関係府県の協力も得、そして、関係機関と一体となりまして、災害時の迅速な対応や事前の対策を行い、関西全体の防災力を高めてまいりますので、委員各位の今後とものご指導をよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（北島勝也） 次に、久元広域連合委員から一言ご挨拶を願います。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久本喜造） 広域防災担当委員を務めさせていただ

いております神戸市長の久元でございます。お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

関西広域連合の任務の中で、とりわけ防災分野の役割は大きいと強く認識しております。関西広域連合が今後とも広域大規模災害などに迅速かつ効果的に対応していくためには、応援・受援体制の整備を初め、それらを常に実効性のあるものにするための訓練の実施や見直し、救援物資の供給などに関する民間企業、団体との連携、さらには、風水害対策や新型インフルエンザなどの健康危機管理、原子力対策など、あらゆる危機事象についての対応が必要であります。

神戸市は、基礎自治体の立場から、日常的に住民や事業者と接し、災害時のさまざまな応急業務を担ってきた経験を生かし、兵庫県としっかりと連携しながら、さらに関西全体の防災力の向上に貢献できるよう務めてまいります。

現在、神戸市では、ことし8月に発生いたしました広島市の土砂災害の発生を受け、土砂災害に関する有識者会議を設置し、さまざまな分野の有識者から本市が取り組むべき土砂災害対策について意見をいただいているところです。

また、昨日は、東日本大震災の教訓や神戸市防災会議、南海トラフ地震津波対策専門部会報告書を踏まえ、自己決定力の向上を基本理念とした、神戸市地域防災計画の抜本改定を行ったところでございます。

このような対策を進めていく中で、広域大規模災害においては、食料、物資や医療の確保などの面で、広域的な応援・受援の枠組みが不可欠であるという思いを強くいたします。これらの広域の枠組みが住民や地域事業者のさまざまな方々の防災対策のニーズなどに直結して、効果的に生かされるものになるよう、鋭意取り組んでまいります。

広域防災担当委員である井戸連合長を補佐し、誠心誠意職務に取り組んでまいりますので、委員の皆様には今後ともご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（北島勝也） ありがとうございました。

本日の理事者側の出席者については、お手元に名簿を配付しておりますので、ごらんおき願います。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、広域防災の推進について、広域医療の推進について及び次期関西広域救急医療連携計画（中間案）について調査事件としております。

本日の進行ですが、まず、広域防災の推進について、聴取及び質疑を行い、理事者交代の後に、広域医療の推進について及び次期関西広域救急医療連携計画（中間案）についての聴取及び質疑を行います。

なお、終了時刻は広域防災に係る調査は14時30分を目途とし、広域医療に係る調査は15時30分を目途といたします。

それでは、広域防災の推進について、杉本広域防災局長から説明をお願いいたします。

杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 広域防災局長、杉本でございます。

私のほうから資料の説明をさせていただきます。

着席させていただきます。

資料1をお願いいたします。1ページ、表紙でございますが、広域連合における広域防災の取り組みをこれから説明させていただきます。

おめくりいただいて、2ページをお願いいたします。

広域連合の広域防災事務ですが、規約第4条で定められておりまして、アからカまでございます。防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合の支援及び調整、人材の育成、感染症等自然災害以外の緊急事態に関する連携及び調整等でございます。

おめくりいただきまして、3ページ、広域防災局の役割を記載させていただいております。

一つは、大規模広域災害時の広域的対応指針の提示ということで、関西防災・減災プラン、それから、手順を具体化いたしております応援・受援実施要綱をつくっております。さらに、災害分野、あるいは災害内容に特化したマニュアルの策定もさせていただいております。

それから、二つ目、関係機関・団体との連携でございますが、構成団体はもとより、済みません、広域ブロック全国知事会とありますが、間に点が抜けております。東北、関東、九州等の広域ブロック、それから、国、実動機関、民間事業者、こういったところと連携を進めることにしております。

3番目、応援・受援の調整でございますが、広域的な応援・受援調整を行います。

それから、4番目ですが、防災・減災事業の展開ということで、訓練、人材育成、帰宅困難者支援等の事業を実施をいたしております。

次、4ページでございます。

防災・減災プランの策定、連合長のほうからご挨拶ございましたが、平成26年6月に4分野、五つのプランが完結をしたということでございます。

具体的には、次のページからご説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

まず、地震・津波災害対策編でございますが、災害への備えと災害への対応ということで、大きく二つのことを記述をさせていただいております。

災害への備えにつきましては、関係機関との平時からの連携、それから、防災・減災事業の展開ということを示させていただいております。

災害への対応につきましては、初動期、応急対応期、復旧・復興期と分けまして、真ん中の水色のところに記載しておりますが、こういった項目につきましては、活動内容それぞれの期についてシナリオ化をしている。一番右にオペレーションマップとありますが、これは被災市町村、被災府県、国とか実動機関もろもろの機関がどんなオペレーションをするのかということについて一覧化をいたしまして、広域連合の役割を明示したものでございます。これを掲載しているというのが一つの特徴でございます。

次、6ページをお願いいたします。

原子力災害対策編でございます。

これも災害への備えと災害への対応ということで記載させていただいております。

災害への備えにつきましては、原子力事業者との覚書の締結でありますとか、モニタリング体制の整備、広域避難体制の準備、こういったことを記載しております。

災害への対応につきましては、災害対策本部の設置でありますとか、国が設置をいたします原子力災害合同対策協議会への参画、あるいは広域避難の実施調整、それから、復

旧・復興段階といたしまして、被災者への生活支援、風評被害の抑制、こうしたことを記載いたしております。

原子力災害につきましては、まだ国のほうでいろんな動きが今後とも予定をされております。一番下に記載しておりますが、とりわけ30キロ圏外の対策としてのP P Aの導入、今後進められる予定でございますので、こうしたことにつきまして、国の改定に合わせてプランの改定も行ってまいります。

続きまして、次のページ、風水害対策編でございます。

これにつきましても、災害への備えと災害発生時の対応ということで記述をしておりますが、災害への備えにつきましては、関係機関との連携強化、応援・受援体制の整備に加えまして、風水害に強い地域づくりといたしまして、滋賀県の流域治水条例、あるいは兵庫県総合治水条例、こうしたものも紹介しながら、先導的事例として各府県とも総合的な治山・治水に取り組んでもらおうというようなことも記述をさせていただいております。

続きまして、8ページ、感染症対策編のうち新型インフルエンザ等に関するものでございます。

これは、新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づきまして、政府の行動計画、府県の行動計画が策定をされております。そこで示されております6項目の対策と整合させる形で広域連合につきましても作成をいたしております。

下の枠にございますように、実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・蔓延防止、医療、府県民生活及び府県民経済の安定の確保、この6項目にわたって対策について記述をいたしておるところでございます。

次のページでございます。鳥インフルエンザ・口蹄疫、いわゆる家畜伝染病に係る感染症対策編でございます。

これにつきましても、下の枠にございますように、発生・蔓延への備えと発生・蔓延時の対応ということで、これにつきましては、もういかに迅速に対応するのかということが課題でございますので、農林水産省を初め、関係機関としっかりと連携をして、早期通報体制を整備をする。それから、初動防疫に必要な人員を確保する。それに伴う安全研修等も十分やっていくという備えをいたしまして、右側にございますように、対応体制をきちんと整備をして、人員・資材の応援・受援を広域連合としてやっていこうと、あるいは、3番目にございますが、交通拠点における消毒の徹底、こうしたことも調整をしていくということで定めております。

次のページ、関西広域応援・受援実施要綱でございます。

これは、防災・減災プランの内容につきまして、具体的な我々の実施手順を定めたものでございます。

まず、準備体制の確立ということで、対策準備室を表に記載のような状況が起こったときに立ち上げると。あわせて、②でございますが、甚大な被害が予測されるような場合には緊急派遣チームを被災地に派遣をしていくということでございます。

おめくりいただきまして、11ページでございますが、応援・受援体制の確立ということで、災害の規模を五つに区分をいたしまして、それぞれの規模に応じた応援・受援の体制を確立することにしております。下の表にございますが、レベル5というのは、南海トラフの最大級の地震を想定をしたものでございます。

それから、その次のページ、12ページでございますが、各ブロックと広域連携の枠組み、これは、先ほど申し上げました東北とか九州とか、そういったブロックでございますが、まず、九州地方知事会との相互応援に関する協定を平成23年10月に締結をいたしております。そのほか、全国知事会の協定にも参画をする。それから、近畿圏全体で相互応援協定を締結いたしております。それから、一番下でございますが、関東の9都県市との間で相互応援協定を平成26年3月に締結をしております。

次のページ、民間事業者との連携でございます。

これも協力協定を締結するという形で進めておりまして、平成23年度にはコンビニエンスストア・外食事業者等と帰宅困難者の支援に関して協定を締結しております。それから、原子力事業者との覚書、平成24年度にはP&Gと救援物資に関する協定、ヘリコプター事業者との協定、旅客船協会、それから、阪神淡路まちづくり支援機構、これは建築士とか弁護士とか、そういう士業団体が加入している組織ですが、そこでの協定をしております。平成25年度は関西ゴルフ連盟、徳島ゴルフ協会と協定をさせていただいております。

続きまして、原子力防災の取り組み、次のページでございますが、紹介をさせていただきます。

原子力事業者との安全確保に係る覚書の締結ということで、関西電力、日本原電、日本原子力研究開発機構との覚書を締結をさせていただいておりますが、これは立地県とは異なりまして、運転を制限する内容は含んでおりません。

それから、二つ目、国に対する申し入れでございますが、平成25年に大飯原発が再稼働した際に、繰り返し申し入れを行いましたほか、適切な時期を捉えまして申し入れをさせていただいております。

それから、平成26年3月27日には広域避難のガイドラインも策定をしております。これはまた後ほどご説明をさせていただきます。

次のページでございますが、その広域避難のガイドラインの概要でございます。

ちょうど若狭湾周辺の水色、それから、赤紫、それから、緑色、このあたりが広域連合が引き受ける広域避難のエリアということになりまして、全人口が約25万人という形でございます。それぞれの色に応じて、例えば、赤紫でありますと、兵庫県の赤紫のゾーンで引き受けるということで、具体的には、その次の16ページをごらんいただきますと、福井県の嶺南西部の4市町につきましては、兵庫県の21市町、右側に中播磨、但馬、阪神北等々、記載しておりますが、こういった地域で引き受けさせていただきます。それから、滋賀県の2市、長浜、高島につきましては、大阪府の43市町で広域避難を受けていただける。和歌山県につきましては予備ということをお願いをしております。それから、京都府の7市町につきましては、兵庫県の14市町と徳島県の3市町で引き受けさせていただくということで、徳島県の残りの市町につきましては予備ということをお願いをしているところでございます。

続きまして、次、17ページでございますが、東日本大震災の支援でございます。

平成23年3月11日に発生いたしました、その翌々日、3月13日に緊急の広域連合委員会が開催されまして、緊急声明を発表いたしております。①から④にございますが、被災地対策、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活の受け入れ、これをやっという事で声明が発出されました。あわせまして、カウンターパート方式の支援、これ

が決定され、さらに現地連絡所の開設も決定をされたということです。3月29日には再び
連合委員会のもとで緊急声明が発表されております。

続きまして、18ページですが、そのカウンターパート方式の支援で、図で示してござ
います。宮城チームは兵庫、鳥取、徳島、福島チームは滋賀、京都、岩手チームは大阪、和歌
山という形でカウンターパートを決めたということで、これによりまして、迅速かつ機動
的で継続性を持った責任ある支援が実施できたというふうに考えております。

続きまして、次のページ、支援内容を、主なもののみ記載させていただいております。
これはごらんいただくことにさせていただきまして、次、20ページをお願いいたします。

平成23年には、台風12号によりまして、紀伊半島を中心に記録的な大雨がございまして、
大きな土砂災害が発生したところでございます。これに対しましても、職員の派遣により
まして支援をしたところでございます。下の一覧表にございますが、和歌山県と田辺市と
奈良県に職員を派遣しております。合計36名、このうち、九州地方知事会、まだ協定締結
直前だったんですけれども、その協定内容に基づきまして10名の派遣もいただいたとい
うことでございます。そして、この際には、ボランティア派遣についても呼びかけをさせ
ていただいたということでございます。

続きまして、21ページでございます。

平成25年の台風18号の災害でございしますが、このときは、気象庁が特別警報を発令する
というシステムができ上がって初めての大雨特別警報が滋賀、京都、福井3府県に発表さ
れたというものでございます。この際にも、公共施設の災害復旧支援のための技術職員を
滋賀、京都に派遣をさせていただいております。あわせまして、ボランティアの派遣の呼
びかけもさせていただいたところです。

続きまして、22ページですが、平成26年8月豪雨への対応でございします。連合長のご挨拶
にもございました、台風11号、あるいは局地的な大雨によりまして、京都、兵庫、徳島
を中心に記載のような被害もたらされたところでございます。広域連合といたしまして
は、8月28日に緊急提案をさせていただいております。激甚災害指定等、記載のような内
容の提案でございします。あわせまして、災害ボランティアの呼びかけもしたというところ
でございします。

続きまして、23ページでございしますが、同じくその8月、広島市で土砂災害、大規模な
ものが起こりました。この際には、支援ニーズの調査のために調査職員を派遣させてい
ただいております。8月23日、広域防災局から5名、広島市と広島県の災害対策本部に派遣
をして調査をしたところでございます。

以上、これまでの災害への対応状況についてご説明をさせていただきました。

以下、次のページから、広域防災分野の重点事業につきましてご説明をさせていただきます。

2期目の広域計画、平成26年度から始まりました。その中での重点方針を24ページに記
載しております。まずは、南海トラフ巨大地震に対しましての応急対応マニュアルを策定
する。それから、緊急物資円滑供給システムを構築をしていく。こういったことを中心に
やっていきたいと考えております。そのほかにも、広域避難訓練、これは原子力災害に関
するものですが、それから、防災・減災プラン、あるいは応援・受援実施要綱の見直し
等々を進めてまいりたいと考えております。

その次、25ページをお願いいたします。

まず、南海トラフ巨大地震応急対応マニュアルの策定でございます。

これも連合長のご挨拶にございました、ことし10月までに関連府県の被害想定が出そろったわけでございます。これをもとに関係府県で行動計画の策定が進められますので、それとの整合を図りながら、来年度に向けて応急対応マニュアルの策定を進めてまいりたいと思います。

被害想定を一覧にしたもの、ほぼ簡単なものでございますけれどもつけさせていただきます。三重、大阪、兵庫、和歌山、徳島、このあたりの被害がかなり甚大な数字になっております。このような中でどういう形での応援・受援実施体制を組んでいくのかということを十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、次のページ、26ページ、緊急物資円滑供給システム協議会の設置でございます。

これにつきましては、民間物流事業者、流通事業者等の参画をいただきまして、緊急物資の輸配送、緊急物資の確保、調達について検討を行っているところでございます。検討結果につきましては、先ほどの応急対応マニュアルの中に反映をしてみたいと考えております。

協議会の構成、ごらんとおり、物流の事業者団体、それから、物資、流通に関する事業者団体に入らせていただいておりますほか、人と防災未来センター、構成団体、陸上自衛隊、運輸局、地方整備局等にも入らせていただいております。去る12月17日に2回目の協議会を開催したところでございまして、年度末に向けて一定の報告の原案的なものを検討してみたいと考えております。

おめくりいただきまして、27ページでございますが、広域避難対策に係る包括協定の締結推進ということです。

本年度は、広域避難に関しまして、それを支援していただくような業界に対しての協定締結を進めているというところでございます。

一つ目は、各府県のバス協会、これは、広域避難の際に緊急輸送をしていただくということで、協定を進めるものでございます。

その次は、各府県の放射線技師会、これは原子力災害時に、避難の途上で汚染検査等を行う必要がありますので、そういったものへの協力を求めるものでございます。

それから、その次の宅建業協会、不動産協会、これは避難先での住まいを確保していくための民間賃貸住宅への提供等について、協定をしていこうというものでございます。

続きまして、次のページ、関西広域応援訓練でございます。

平成23年度からこれまでの間、来年度の予定も含めまして一覧で整理をしております。ちょっと平成26年度の欄に図上訓練の計画の記載が漏れております。大変申しわけございません。2月1日に和歌山県で実施する予定でございます。

具体的な実施内容につきましては、次のページからでございます。

29ページでございますが、まず、本年度の実動訓練でございます。

これは、近畿府県合同防災訓練として、9府県で持ち回りで開催をしているものでございまして、本年度は和歌山県主管で南海トラフ地震を想定して実施をされております。南紀白浜空港等をメイン会場に、118機関、6,400人が参加をしたということで、広域防災局

としてここに記載しております内容で参加をしております。

一つは、緊急派遣チームを派遣したということで、和歌山県庁南別館、災害対策本部に6名派遣をさせていただきました。

それから、二つ目は、広域医療品搬送訓練ということで、トラック協会にご協力をいただいて、応援府県から八尾空港までトラックで搬送し、さらに自衛隊のヘリに積みかえまして、旧白浜空港まで搬送したと、そういった訓練でございます。

次のページをお願いいたします。

これは昨年度、平成25年度の図上訓練でございます。平成26年度は先ほども申し上げましたように、2月1日に実施予定でございます。昨年度は、平成25年12月25日に琵琶湖西岸断層帯地震が発生したという想定のもとで滋賀県、京都府をメインに実施をさせていただいております。下の表にございますが、滋賀県に対するカウンターパート、京都府に対するカウンターパートを定めまして、それぞれで応援調整を行ったというものでございます。

おめくりをいただきまして、31ページでございますが、平成26年度の9都県市合同防災訓練への参加でございます。

これは、9月1日に在日米軍、相模総合補給廠、相模原市にございますが、ここで実施されたものでございます。救援物資の輸送訓練に参加をさせていただいております。神戸市水道局のペットボトル水を輸送いたしまして、市民参加訓練と連携をして実施した。あるいは、自衛隊のヘリコプターを利用して孤立地区への輸送訓練を行ったというものでございます。

それから、防災フェアの展示等も行ったところでございます。

次のページ、平成25年度の政府現地対策本部訓練への参加でございます。

これは、ことし平成26年2月4日に実施されております。関西広域連合災害対策本部会議をテレビ会議で訓練として実施をさせていただきましたのと、(2)の②にございますが、政府緊急災害現地対策本部、これは大阪府合同庁舎の第4号館に設置をされたものでございますが、これもテレビ会議で連合長と内閣府副大臣の西村本部長との間で緊急要請等をさせていただいたものでございます。

次、33ページでございます。

広域防災ポータルサイトを平成25年9月に開設をいたしておりますが、これにつきましては、今後、機能強化の取り組みのところがございますように、被害情報の自動集計機能の付加でありますとか、あるいは、その下の点にありますように、応援要請、応援計画の必要な情報を一元的に集約する機能、こういったものを機能拡充をしてまいりたいと考えております。

その次のページは、帰宅困難者支援対策ということで、コンビニ、あるいは外食事業者等の機関で支援協定を結んでおりまして、現在、1万300店舗に達しているという状況でございます。

以上、簡単な説明で恐縮ですが、説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（北島勝也） ご苦労さんでした。

それでは、質疑に移ります。

ご発言があれば、挙手願います。

吉川委員。

○委員（吉川敏文） 堺の吉川でございます。

私からは、1点だけなんですけれども、計画の3ページ、関西広域連合広域防災局の役割というところなんですけど、これの4番目のところに防災・減災事業の展開ということで、ポータルサイトの改修、人材育成とあるんですけど、ここに帰宅困難者の支援対策というふうにあるんですけども、これは関西広域連合の防災局の役割として位置づけられているというのはどういう理由からなのか、ちょっと確認をしたいんですけども。

○委員長（北島勝也） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 帰宅困難者対策に関しましての広域連合の役割でございますが、先ほど申し上げました帰宅困難者の支援をするための事業者との広域的な応援協定をしようというのが1点、それから、もう一点は、帰宅困難者の中には府県を越えて通勤をしておられる方もたくさんいらっしゃるだろうかと思いますので、そういった方々をどう支援をしていくのかということについて関係する構成団体とともに検討して、プランニングをするといいますか、そういうことが1点、それから、そういった帰宅困難者対策について、東京都でありますとか、関東あたりでもかなり進んでおりますので、そういう全国的な情報収集等も含めて先導的な事例を広域連合として集約をして、それぞれ構成団体、あるいは市町村、こういったところに提供して、その対策の推進を促すというような、そういったような取り組みを広域連合としては担わせていただいているものと考えております。

○委員長（北島勝也） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） どちらかという、帰宅困難者という基礎自治体か府県かで対応できるのかなという部分がございますのでお聞きしたんですが、じゃあ、府県を越えて想定される帰宅困難者というのはどれくらいの数いらっしゃるかと今、お考えなのでしょうか。

○委員長（北島勝也） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 今、大阪府さん、大阪市さんと広域連合が加わりまして、検討会を設けて進めさせていただいているところでございます。具体的に帰宅困難者、何人かというのはちょっと現時点では数字は持っておりませんので、大変申しわけございません。

○委員長（北島勝也） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） 広域的に事業者と協定を結ぶだとか、そういう部分では大変理解ができるところなんですけど、具体的に帰宅困難者の対応というのは、どちらかという現場で対応することのほうが比重が高いというふうには私は感じるのと、その部分の切り分けははっきりしておいていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（北島勝也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 防災局長がお答えしましたように、帰宅困難者の現場の対応は、市町村や構成都道府県で計画いただかなきゃいけないんですけど、今、ご指摘いただきましたように、広域的な対応をせざるを得ない。例えば、JRにしま

しても、阪急電車にしましても、近鉄にしましても、非常に広域的な路線が多いわけですが、取り扱いはある意味で大阪であろうと、兵庫であろうと、あるいは京都であろうと同じような取り扱いをしてもらわなきゃいけませんし、そういう意味での調整役の役割をきちんと果たしていく必要がある。このように思っております。

あわせまして、帰宅困難者の場合、何が一番課題かといいますと、すぐに帰ろうとされては困るんです。会社に勤めておられるなら、会社に勤めておられるところにまずは残っておいていただいて、それから、動き出していただくというのが帰宅困難者対策の原則なんです。そういうような、例えば、企業に協力を求めていく、これは各都道府県も求めていかれますが、広域連合としては、広域的な経済団体なんかとも調整をしながら推進を図っていく。こういうような役割があるのではないかと考えて実施しているところでございます。

○委員長（北島勝也） よろしいですか。

吉川委員。

○委員（吉川敏文） そう言われるとまた言いたくなるんですけども、当然、公共交通というのは府県を越えて路線が広がっているというのは十分理解できますけれども、だから、帰宅困難者の問題がそこにあるのではないと思いませんか。だったら道路というのは全部つながっていますよと。全ての問題が、じゃあ、広域連合が考えていかないといけないということになるのではないのでしょうか、そう考えると。

○委員長（北島勝也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） だからこそ、関西全体の防災・減災プランをつくらせていただいて、従来は、各都道府県単位の地域防災計画しかなかったところを、関西全体として取り組もうとしているのは広域連合の最大の役割ですから、そのような調整は当然のごとくやらせていただこうとしているものです。

○委員長（北島勝也） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） 都道府県、市町村がつくっている防災計画を集めて、関西広域連合の防災計画にするのではないと私は理解しておるので、それを集約するだけの役割ということではないと思っているんです。やっぱり関西広域連合がやらなければならない部分というのは、例えば、都道府県で担うことができない、あるいは、その調整をする部分だと思いますので、私が申し上げたのは、路線が関西に広がっているから、帰宅困難者の問題が発生するとおっしゃったので、じゃあ、道路とかも全部広がっているんじゃないでしょうか。だから、帰宅困難者の問題の中の広域連合が果たすべき役割はどこなのかということをはっきりしてくださいよというお話をしているわけで、だから、全体の計画をつくるんだとおっしゃられると、全体の計画というのは府県が計画をしているやつを関西で集めて関西の計画にするんだったら、余り意味がないと思われるので、そこをちょっと私が申し上げていることと違うと思いますけど。

○委員長（北島勝也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） いえ、何も私は足し算して、合計したことをやろうとってお答えをしたつもりはありません。つまり、帰宅困難者でも現場的な仕事は基礎自治体である市町村がやらなきゃいけませんし、それから、都道府県でやれることは都道府県でやっていただくわけですが、県域を越えている、つまり、都道府県域を

越えているような対応がどうしても帰宅困難者の場合には多くございますので、そういう意味での総合的な調整というのはどうしても出てまいりますから、そういう役割を広域連合は担っていくことになりましますという意味で申し上げたつもりです。例えば、わかりやすい例を挙げようという意味で、交通機関がある府県をまたぎますというような事例を挙げましたが、そういう広域的な調整部分があるということを申し上げたかったのでございます。

○委員長（北島勝也） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） わかりました。

○委員長（北島勝也） 藤原委員。

○委員（藤原武光） 少しお尋ねしたいと思います。

広域連合の防災局の役割の範囲ということに一つはなると思うんですが、どこまでかわるのか、あるいは踏み込むのかということにもかかわってくるんですけども、例えば、こういう防災・減災計画をつくった。これは実施していくのは多分市町村、あるいは市民一人一人、あるいは地域という視点から見たとき、阪神・淡路大震災の経験からも、この特に書いていただきます初動期の3日間をどうするか。3日間のうちでも1日目は共助が一番力を発揮した。自衛隊とか、消防隊とか、さまざま来るのは少しおくれて来る。こういうふうに言われていまして、順次そういうふうに書いていただいているんですが、そうすると、これは関西広域連合は都道府県と政令市と入っておるわけですけども、都道府県の傘下の市町村で、関西広域連合が入っていないわけですから、そうすると、これは都道府県が責任を持って関西広域連合でつくった防災・減災プランを実施をするために、それぞれどういう関係でいくのか、あるいはまた、これを見ずにそれぞれの市町が防災・減災計画をつくるという可能性もないことはない。すなわち、それぞれの消防力が違うとか、何とか違うとかいうこともあるんですけども、その辺はどういうふうにすればいいのかなど。これは関西広域連合の防災局の役割がありますから、事細かく市町村のように書くというわけにはいかないんだと思いますけれども、さっきお話がありましたように、例えば、先導実践例をちゃんと紹介するとか、あるいはそれぞれの災害における教訓をそういうところで書いておいて、それが参考になってそれぞれがまた実践してみようかというようなことになっていくとか、それから、関西広域連合として、これは地方自治体の課題でもあるんですけども、また別の視点なんですけども、人口減少と空き家問題ですね。空き家というのは必ず災害においてはいろんな意味で大変危険だと思いますし、それから、耐震問題、これもいろんな都道府県で取り組んでいただいているわけですけども、スケールメリットとを生かすとすれば、更地になると税が6倍になるからなかなか難しいとか、いろんなことで建物そのものを置いていると、先導的なところではそれも税を負担することによって取り除くとかいうようなこともやっておられるところもあるようにお聞きしておりますし、そういう意味ではもう少しこのプランにプラスして関西広域連合として取り組めるこれからの人口減少と空き家対策であったり、耐震対策であったりというようなことは必要でないのか、あるのかちょっと僕もよくわからずに質問しているんですけど。ちょっと二つの視点で今、どういうふうに考えていったらいいのかということで整理をいただければと。

○委員長（北島勝也） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 質問の趣旨は2点かと思います。

1点は、市町なり、構成団体なりとの役割分担をどう考えているのかということと、もう一点は、空き家対策、耐震対策を初めとして、そういった自治体の取り組むべきことについてどう広域連合として考えているのか。

まず、1点目の役割分担の話でございます。

ご承知のとおり、広域連合広域防災局といいますが、実動的な部隊を、あるいは職員を持っているわけではございません。したがって、我々が行いますのはやはり応援・受援の調整、これが一番の任務だというふうに理解をしております。そのために、誰が何をなすべきか、なしているのかということについて、我々なりにしっかりと押さえておく必要がある。そして、そういうものをお互い、市町村、あるいは都道府県まで含めて、理解し合っておく必要があると、これは理想形かと思いますが、そういうことを目指してやっぱりやらなければいけないということで、防災・減災プランの中には、先ほどもご説明いたしましたオペレーションマップというものをつくらせていただいております。これはやはりそれぞれの機関がそういうことを確実にやっていく、その中で、広域連合が不足を埋めていく、その応援・受援という形で埋めていく、そういう役割を果たしていく中で、一番重要なものではないかというふうに考えておまして、そういう考えのもとに防災・減災プランも策定し、構成団体、あるいは市町村において対応していただくようお願いいたしますか、お示しをさせていただいているものということでございます。

それから、もう一点、空き家とか耐震化とか、そういった対策をどうするのか、これにつきましてもやはりメインはそれぞれ府県、市町村が事業をしていきますので、広域連合としては、そういったものの先導的な取り組み事例なり、制度なり、こういったものをやはり情報として収集をいたしまして、あるいは広域連合としても検討をいたしまして、各府県にお示しをする、情報共有をする、そんな中で、よりそういった課題の促進を図っていただく。そういうことが広域連合の役割ではないかと思っております、防災・減災プランの中で、もし不足があればまた改定時にそういったものも加えていきたいというふうに考えております。

○委員長（北島勝也） 藤原委員。

○委員（藤原武光） そういたしますと、例えば、3年プラン、5年プランとつくりますね。つくっているわけですが、そうするとこのプランがどうであったかという検証、評価、見直し、これは市町村が実践して初めてその効果があった、なかったということになりますね。それはどういうふうに、今までもしてこられたわけですが、実際の有効なものをどうやってつくっていくかというのがちょっと見えないんですけども。いわゆる関西広域連合の防災局としての限界ということになるのかもわかりませんが、それはどういうふうに見るのでしょうか。

○委員長（北島勝也） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 資料の5ページをごらんいただきますと、災害への対応ということで、いろんな項目が出てまいります。それで、防災・減災プランの中で、この項目ごとに実施機関、どんなことをやるのか、縦に項目、横に市町村、県、広域連合、国、国も出先機関と本庁と分けまして、それぞれの役割を例示的ではありますが書かせていただいております。それが先ほど吉川委員からもお尋ねになった役割分担の

明確な例示を表にいたしております。それをオペレーションマップと称しております、そこにおけます役割に基づいて検証評価もしていくということになるのではないかと考えております。具体の市町村の行動がここまで具体化していないから、広域連合の役割が達成されていないということに直接には結びつかない。しかし、本来、調整を、例えば、情報収集体制の確立がありますが、都道府県間情報とか、国との連絡調整の情報などのルートがきちっとつくられていなくて、そして、情報収集の対応力が十分になっていないということであると、広域連合はペケじゃないかと、こういう話になりますが、その辺の体制ができていて、しかも先ほど申しましたような防災訓練などで一定の訓練を積み重ねてきているということになると、それなりにいざというときに動き得る体制ができていうふうに評価をいただける。そういうレベルでの評価をしていただくということになるのではないかと。おっしゃいますように、具体的に広域連合としてどんなことをするんだというのが明示されておられませんと、評価にも結びつかないということになりますが、先ほど申しましたように、項目ごとに誰がどんなことをするのかということを整理をさせていただいていますので、それに基づいて評価などもいただくということになろうかと考えております。

○委員長（北島勝也） 藤原委員。

○委員（藤原武光） 結構です。

○委員長（北島勝也） ほかに。

隠塚委員。

○委員（隠塚 功） それでは、原子力防災のことについて、少し確認をさせてもらいたいんですが、基本的にほかのことも含めて、カウンターパート方式というのは大変はっきり相手がしていて、その分だけお互いが責任感を持ち合うということで、大変意味があるなというふうに思っています。その意味で、このガイドラインの15ページにあるように、京都府においては宮津市、舞鶴市、綾部市、京丹波町、南丹市、ここについて兵庫県並びに徳島県のほうでお引き受けいただくということになっているわけですが、こうしたことが具体的に自治体の市民に、対象の市民に伝わっているかどうかということは大変に気になるところでして、なぜかという、特に、ここで原発の是非を言うつもりはないんですが、4月にそういう動きもあるという状況の中で、本当にこういう問題に対してどう自治体に取り組んでいるのか、さらに国、実際その間にある関西広域連合がどうかかわっているのかということをはっきり示すことが市民に対して不安を取り除く要因になることも事実であって、そう思いますと、こういうふうにせつかく取り組みがされていることについて、どこまで伝えるような努力がなされていって、また、実際に起きた場合に、この人たちがどのように避難するルートを確認できているのかということについても、今はできていなくとも、どう考えていくのかということも含めて、順次進めていくことが本当の意味での安心・安全につながるんじゃないかなというふうに思っております。その意味で、ここの取り組みについて、今、どのように基礎自治体との間でのやりとりがなされているのかということを確認させていただきたいんですが。

○委員長（北島勝也） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） この避難元の市町と避難先の市町村とのマッチングにつきましては、基本的に府県と、それから、当該市町村、この4者の間で十分に説明をさせ

ていただきまして、取りまとめたものでございます。

避難先の市町村につきましては、具体的な避難所まできちっと予定を用意をさせていただいております。その過程でそれぞれの市町村ごとではございますが、住民に対する一定の説明もなされているものと私のほうでは理解をさせていただいております。

○委員長（北島勝也） 隠塚委員。

○委員（隠塚 功） 我々はそこに住んでいないものですから、実際にどのような形で市民に知らされているのかというのはわからないんですが、ぜひそこがわかるような形にしていただければありがたいことと、あと、こういうことが起きるとすると、やはり大きな地震等、そういうことが起きたときだと思っんです。そうしますと、確かにこのルートというのは恐らく京都縦貫道のことか、福知山道か、通ると避難しやすい地域なんだと思っんですが、実際に大型のバスとかもあんまりこの地域にそんなにあるわけでもありませんし、そういうところでどうやって避難するためのルートと資材を確保するのかということも含めて、これは基礎自治体に委ねることじゃなくて、せつかくこういうような形で考えるならば、そこについても今、答えを出すということじゃなくて、やはりそこも含めて議論されて、自治体に安心感を与えるという努力をしていただけるとありがたいというふうに思います。現状としては今、どういう状況にあるんでしょうか。

○委員長（北島勝也） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） この広域避難のガイドラインでございますが、現時点で、避難元の市町と避難先の市町のマッチングまではかなり詳細にできたと考えております。ただし、ご指摘のありましたように、どうやって人を運ぶのか、その間でどういうルートを使うのか、それから、その間で汚染検査でありますとか、除染でありますとか、一定のそういう原子力災害特有の対応もしないといけませんので、そういうことをどうやって進めるのかということについて詳細を今、国のほう、それから、関係府県あわせて広域連合も含めまして検討会を設けまして詰めをしている状況でございます。そういった場合に、特に、自家用車の避難ということになりますと、かなりの混乱が生じるということもございまして、バスの利用ということを進める観点から、バス協会さんとの協定も今、進めておるところでございますし、それから、先ほどの汚染検査等につきましても、放射線技師会の協力が必要ですので、そういったところとの協定も今、進めさせていただいているということで、これについてはもう少しできるだけスピードアップしてさせていただきますようもう少し時間をいただきたいということになろうかと思っんです。

○委員長（北島勝也） 隠塚委員。

○委員（隠塚 功） わかりました。ぜひよろしくお願ひします。

最後に、一番後、我々、住んでいる者からして不安なのは、琵琶湖の汚染ということだと思っんです。そのときにどう対応するかということもやはり原子力防災の取り組みの中でいうと、これこそ関西広域連合としてどうしても取り扱わなきゃいけないことだと思っんですので、ぜひ、その観点の中で琵琶湖に対しての汚染度合いがどうなのか、それが実際に我々の生活に影響を及ぼすレベルになっているのかどうかとも含めて、そういった情報がこういうときは必ずいろんな情報が出回りますので、そのところが出回らないためにどう情報ルートを特定をし、そして、しっかりと流していくのかということもやはり取り組みの中には入れていただくべきではないかなというふうに思っんですので、ぜひその辺

のことについてもお考えをいただいた上でまとめあげていただければ大変ありがたいなというふうに思っております。いかがですか。

○委員長（北島勝也） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 原子力災害につきましては、広域避難だけではなくて、今、ご指摘のありました、例えば、風評被害の問題でありますとか、琵琶湖の汚染の課題でありますとか、そういった課題がございます。これにつきましては、原子力災害対策編のほうで、課題の指摘、それから、風評被害でありますと、そういうことのないように正確な情報をきちんと流す。誤った情報は取り消すといいますか、きちんと指摘をしていく、そういった対策を記述をさせていただいております。

また、琵琶湖の水につきましては、滋賀県さんのほうで一定のシミュレーションもされておられますので、そういったものも参考にしながら、取り組みを検討していきたいと考えております。

○委員（隠塚 功） 結構でございます。

○委員長（北島勝也） 予定の時間もまいりましたが、それ以外にご発言はございますか。

中沢委員。

○委員（中沢啓子） 隠塚委員の言われたことが大体私もちょっと気になっているんですが、それともう一つ、とっても細かい具体的な話なんです、やっぱり避難というのはできるかどうかというのは安心につながると思うんです。そのときに、バスという話で、台数的にも非常に大きな規模ですし、東日本大震災のときも、そういうような原発のことがあった後に、運転手の方が行くのを嫌がられたというのが確か、あったかと思うんです。川内原発のすぐ近くのいちき串木野市さんにお邪魔させていただいたときに、少しお話を聞いたら、バスは確かに連携していますと。ただ、運転手さんがどこまで手配できるかというお話を少しされていたのが気になる場所なんです。京都府さんの場合は12万8,500人という人数ですし、滋賀県でも5万7,600人という人数で、甲子園とかに行くときでも、バスはあるけども運転手が足らないと、あのときでさえもおっしゃっているような段階なので、実際に動かすということを考えてときに、人の手配、人のどうやって本当に逃げないといけないところに行っていただけなのかということも含めて想像の中で、現実動く状態でぜひ避難の手配のことをカウンターパートだけに任すのではなくて、全体の中でやっていただけたらと思います。

○委員長（北島勝也） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） まさにご指摘のとおりかと思っております。バスを動かす人間、これをどうするのかということで今、まさに検討させていただいているところでございます。当然、バス事業者の協力を得るためには、国のほうからの方針、指針、こういったものが必要となりますし、運転を自衛隊にお願いするというようなことも考えられるかと思いますが、これにつきましてもやはりそういったご協力を仰ぐ必要がございますので、そういったことも含めて、できるだけ早急に詰めをして、この広域避難のガイドラインの中に広域連合として盛り込みますし、また、国としてもきちっとした避難計画、関係府県もきちっとした避難計画というようなことで、策定が進みますように、我々もしっかり努力をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（北島勝也） よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、予定時間もまいりましたので、本件につきましてはこれで終わります。

理事者の皆さん、退席をしていただいて結構でございます。理事者の交代のため、しばらくお待ちください。

（理事者交代）

○委員長（北島勝也） お待たせしました。

それでは、委員会を進行いたします。

最初に、飯泉広域連合委員から一言ご挨拶を願います。

○広域連合委員（広域医療担当）（飯泉嘉門） それでは、関西広域連合議会防災医療常任委員会に当たりまして、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

委員の皆様方には日ごろから各府県、そして、政令市、その行政に当たりましてのさまざまな議員活動に加えまして、関西広域連合の議員さんとしてご活動をいただき、そして、関西2,000万府民、県民の皆様方の命をお守りをいただいている点につきまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

それでは、私が担当させていただいております広域医療の分野につきまして、ご説明をさせていただきます。

特に、きょうは関西広域救急医療連携計画に基づきまして、大きな二つの柱となっておりますドクターヘリを活用いたしました広域救急医療体制の充実、災害時における広域医療体制の整備、充実を掲げまして、構成団体の皆様方とともに現在、取り組みを進めているところであります。

まず、本年4月に兵庫県ドクターヘリを関西広域連合にご移管をいただきまして、既に、移管をしておりました京都府、鳥取県、そして、兵庫県でのいわゆる3府県ドクターヘリ、大阪府ドクターヘリ、徳島県ドクターヘリ及び緊密な連携を図っております和歌山県ドクターヘリを合わせまして5機体制、一体的な運航により、ドクターヘリの未整備地域の解消を図ったところであります。

そして、平成26年4月から11月までの8ヵ月間、5機体制の運航実績は合計2,028回となっております。年々出動回数は増加傾向となっております。2,000万府民、県民の皆様方の安全・安心をしっかりとお守りできてきているのではないかと、このように思うところであります。

今後は、6機目となります京滋ドクターヘリの導入を図りまして、救命救急効果の高いといわれる30分以内での救急搬送体制の確立に向けまして、着実に進んでいければと考えているところであります。

次に、二本目の柱であります、災害時における広域医療体制の整備、充実についてであります。

東日本大震災におけます医療支援活動での課題を踏まえまして、被災地における災害医療の中心的な役割を担う災害医療コーディネーターを全ての構成府県での整備を図りまして、合同での研修会を実施をしていくなど、計画を着実に推進をしてまいったところであります。

加えて、これまで、連合議会でのご論議を踏まえまして、特に危険ドラッグに関し、関

西広域連合としての緊急アピールの発出、国への緊急提言の実施、そして、こうした活動から、私が衆議院の厚生労働委員会への参考人質疑に招かれることとなりまして、この場でも関西広域連合での取り組みなどについて積極的に提言をさせていただいたところであります。

こうした取り組みによりまして、11月19日には、現在は医薬品医療機器等法となっておりますが、わかりやすく言いますと旧薬事法であります。この改正が行われまして、検査命令、また、販売等の停止命令、これらの対象が拡大となるなど、まさに今まで国としての大きな課題でありましたたちごっこ、この大きな解消が我々、関西広域連合での取り組みをもとにして進められることとなったところであります。

また、昨日、エボラ出血熱対策について、関西広域連合におけます取り組みの方向性について確認をいたしますため、担当者会議を広域防災局と合同で開催をさせていただくなど、新たな課題につきましても積極的に取り組みを進めているところであります。

本日は、広域医療の取り組み及び広域医療の分野別計画であります次期関西広域救急医療連携計画（中間案）につきまして、この後、広域医療局長からご説明をさせていただきますが、広域医療分野を担当する委員といたしまして、今後とも安全・安心の医療圏関西、その実現に向けまして積極的にその役割を果たしてまいりたい、このように考えておりますので、各委員の皆様方にもご支援、ご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後となりますが、本日は広域医療分野の取り組みにつきまして、忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。まず冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（北島勝也） ありがとうございます。

それでは、広域医療の推進について及び次期関西広域救急医療連携計画（中間案）について、大田広域医療局長から説明をお願いいたします。

○委員長（北島勝也） 大田広域医療局長。

○広域医療局長（大田泰介） 広域医療分野を担当してございます、関西広域連合広域医療局長で、徳島県保健福祉部長の大田でございます。

本日は、まず、広域医療分野におけます取り組み状況につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

資料2でございます。1ページをお開きいただければと思います。

広域医療局が担当してございます医療分野におきましては、各地域における医療資源の有機的な連携を図り、関西全体を4次医療圏と位置づけまして、安全・安心の医療圏関西の実現を目指しているところでございます。

特に、広域的に取り組むことで効果が高いとされてございますドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実、災害時における広域医療体制の整備、充実を大きな二つの柱といたしました関西広域救急医療連携計画を策定いたしまして、構成団体と連携して戦略的に推進しているところでございます。

2ページをごらんください。

地図上に楕円を描いてございまして、これをイメージとして各ドクターヘリの運航範囲

を表しているものでございます。関西全体を5機のドクターヘリによる一体的な運航によりカバーしてございまして、府県単位での導入に比べまして、経費面でも軽減が図られるなど、より効率的で効果的な運航が可能となっております。

続きまして、3ページをお開きください。

これまでの主な取り組みについてでございます。

まず、重点項目の一つ目、ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実の(1)広域連合が主体となった一体的な運航体制の構築についてでございます。

本年4月、兵庫県ドクターヘリの事業移管により、先ほど申し上げましたとおり、合計5機による一体的な運航体制を構築しており、ドクターヘリの未整備地域を解消するとともに、複数機が補完し合う相互応援体制を構築したところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

(2)二重、三重の補完体制の構築についてでございます。

ドクターヘリの補完体制をさらに充実させるため、関西広域連合近隣県のドクターヘリとの相互応援を推進することとし、徳島県ドクターヘリは高知県ドクターヘリとの間で相互応援協定を締結し、ことし4月から相互応援を開始したところでございます。

続きまして、(3)きめ細やかな運航体制の構築についてでございます。

ドクターヘリの搭乗医師が少しでも早く患者さんに接触し、救急医療を施せますよう、臨時離発着場、いわゆるランデブーポイントの確保を図ってございます。今年度末までに2,000カ所の設置を目標に取り組んでまいりましたが、ことし10月末の時点で2,406カ所の確保ができてございます。

次に、(4)ドクターヘリ搭乗医師・看護師の養成についてでございます。

救命率の向上や後遺症の軽減といったドクターヘリの導入効果を最大限発揮するためには、ドクターヘリに搭乗する医師や看護師が救急現場において必要な知識や技術をしっかり習得できますよう、基地病院と連携し、業務を通じた訓練等により新たな人材の育成を図っているところでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

二つ目の重点項目でございます、災害時における広域医療体制の整備、充実についてでございます。

南海トラフ巨大地震や、近畿圏直下型地震を初めとした大規模災害の発生に備えまして、広域連合及び構成団体におきまして、円滑な医療救急活動を実施するため、応援・受援体制の整備を促進しているところでございます。

初めに、(1)災害医療コーディネーターの整備についてでございます。

東日本大震災における医療支援活動の課題を踏まえまして、医師等の限られた医療資源の適正配置や配分を行うため、被災地医療を統括、調整する災害医療コーディネーターを全ての構成府県におきまして合計274名整備したところでございます。

また、本年4月でございますけれども、徳島県におきまして、災害医療コーディネーターの役割や業務についての共通理解を図るとともに、顔の見える関係づくりを目的とした合同による研修会を実施したところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

(2)広域災害医療マニュアルの策定についてでございます。

大規模災害発生時におけます広域連合や構成団体の具体的な役割及び連携体制を定めました関西広域連合応援・受援実施要綱のうち、広域医療局では広域防災局と連携いたしまして、医療活動の実施編を平成25年3月に策定いたしまして、同年12月には本要綱に基づく図上訓練を広域防災局と連携して実施したところでございます。

続きまして、(3) 広域による災害医療訓練の実施についてでございます。

本年8月の内閣府・広域医療搬送訓練におきましては、九州地方を中心に、広域医療搬送拠点の設置を始め、重篤な傷病者を県域外の病院に広域搬送する訓練が実施されたところであり、また、10月には、和歌山県におきまして、消防庁、近畿2府7県緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練との合同で、大規模な津波災害対応実践訓練が実施されまして、連合管内のDMATも参加したところでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

その他の連携課題への取り組みについてのうち、薬物乱用防止対策についてでございます。

(1) 合同研修会の実施でございますが、本年8月に警察や麻薬取締事務所など、取締機関からもご参加をいただきまして、検査に係る合同研修会を実施したところでございます。また、これまでの連合議会でのご論議を踏まえまして、危険ドラッグに関する緊急アピールの発出、国への緊急提言の実施、衆議院厚生労働委員会、参考人質疑への出席など、構成団体と連携した取り組みを進めてきたところでございます。こうした取り組みによりまして、11月19日でございますが、医薬品医療機器等法のいわゆる旧薬事法の改正によりまして、検査命令、販売等停止命令の対象が拡大されるなど、国を挙げての対策の強化が図られたところでございます。

続きまして、お手元でございます資料3に基づきまして、次期関西広域救急医療連携計画(中間案)について、説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

広域医療局におきましては、これまで現行の計画に続きまして、広域連合が主体となり相互補完を可能とする5機のドクターヘリによる運航体制の実現、東日本大震災におけます医療支援活動の教訓を生かした災害時における広域医療体制の整備、充実を図るため、関西広域応援・受援実施要綱を策定、被災地への医療支援を統括する災害医療コーディネーターの整備などを着実に推進してまいりました。次期計画におきましては、これまでの取り組みをさらに進化させ、関西2,000万府民、県民の皆様の助かる命を助けるため、安全・安心の医療圏関西の実現を目指してまいりたいと考えてございます。

2ページをごらんください。

今後の取り組みにつきまして、新たな取り組みを中心に説明をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実の(1) 30分以内での救急搬送体制の確立でございます。

救命効果が高いとされる30分以内での救急搬送体制の確立に向けまして、京滋ドクターヘリを平成27年度に導入し、6機体制による一体的な運航を図ってまいります。

次に(2) 二重、三重の補完体制の構築についてでございます。

近隣県ドクターヘリに加えまして、離島や夜間緊急時におけます自衛隊ヘリとの連携を推進してまいります。

次に、（４）きめ細かな運航体制の構築についてでございます。

消防機関等の関係機関と連携し、ドクターヘリの臨時離着陸場、ランデブーポイントにつきまして、平成29年度末までに2,500カ所の設置を目指すなど、拡充を図ってまいります。

次に、（５）運航時間の延長と夜間運航の検討についてでございます。

ドクターヘリの夜間運航実施につきましては、安全性や効率性の確保など、多くの課題があるところでございますけれども、日の出から日没までの間での運航時間の延長の可能性について検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、３ページをお開きください。

２点目といたしまして、災害時における広域医療体制の強化の（３）医薬品や医療資機材の確保についてでございます。

災害時における薬剤師等の役割は大きいことから研修会や災害医療訓練への参加によりまして、災害医療における薬剤師等の活動に関する知識の習得を図ってまいります。

また、（４）災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊の設置についてでございます。

発災後、早期に被災地で活動を開始する災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊につきまして、現在は、兵庫県、大阪府、徳島県に設置されてございますが、全ての構成府県に設置されますよう、関西広域連合全体の機運を盛り上げてまいります。

次に、４ページをお開きください。

最後に、３点目として、課題解決に向けた広域医療連携体制の充実の（１）薬物乱用防止対策についてでございます。

危険ドラッグの撲滅に向けまして、薬物リストや標準品リストといった情報の共有を図るとともに、合同研修会を実施するなど、しっかりと取り組んでまいります。

また、（２）周産期医療の連携体制の構築についてでございます。

現在の近畿ブロック周産期医療広域連携による取り組みを拡大いたしまして、関西広域連合における周産期医療の連携に対する構築を図ってまいります。

さらには、（３）広域医療分野の連携についてでございます。

ジェネリック医薬品の普及促進、臓器移植の普及促進、アルコール依存症対策といった各構成団体が取り組んでおられる課題につきまして、情報の共有を図り、しっかりと連携して広報や啓発を行ってまいります。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（北島勝也）　ありがとうございました。

それでは、質疑に移ります。

ご発言があれば、挙手を願います。

中川委員。

○委員（中川貴由）　ちょっと２点、お聞かせいただきたいんですが、まず、１点目なんですが、ドクターヘリ、今度６機体制になって本当に緊急の医療に効果を発揮すると、非常に喜ばしいことなんですけど、今のドクターヘリの稼働回数のばらつきが結構あると思うんです。このばらつきをそのまま放置していくのか、そうすると、例えばよその、本来こっちが守らなければいけないドクターヘリがこっちに応援に行くのはいいことなんですけど、その間、ここが手薄になってしまうという。私、以前、目の前が消防署なんです

けど、うちが火事になりましたときに、消防署が留守をされていて結局20分来なかったということがありまして、出ていっちゃうと、今度、こっちの本来守るべきところがだめになるのかなど。その辺のばらつきの調整、時間という問題があると思うんですけど、それをどのようにされるのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（北島勝也） 飯泉広域連合委員。

○広域連合委員（広域医療担当）（飯泉嘉門） ありがとうございます。

今、おっしゃるように、確かに、例えば、平成25年度、1年間の運航実績、これでいきますと3府県ヘリ、これが物すごく飛んでいく、大体1日平均3.9回、それから、徳島県のドクターヘリ、和歌山県のドクターヘリが大体1.0回、そして、兵庫県のドクターヘリが入ってまいりまして、こちらが、兵庫県が0.9回か、これは途中からなんですけど、それから、一番少ないのは実は大阪府のドクターヘリで0.4回、こういう状況になっております。

それぞれについて、平成26年度は今、11月末までのデータが出ているわけなんですけど、昨年度実績を大きくそれぞれが上回っているところではあります。しかし、今、おっしゃるように、確かにどちらかへ飛んでいった場合に、あと、守備範囲が空に。例えば、徳島県のドクターヘリが淡路島を守備範囲にしておりますので、淡路島に行ったときに、徳島県内でもし何かあった場合に、じゃあ、空白になるのではないか。その場合には、実は、和歌山県の県南地域であれば、和歌山県のドクターヘリが応援にまいります。こういう形で実は二重、三重の体制をそれぞれ組むことができる、これが実は、広域でドクターヘリを運航することの大きなメリットとなります。

また、関西広域連合のちょうどきわ、ここに位置する、例えば、鳥取県、徳島県、こうした場合には、鳥取県の西部についてはさらに島根県のドクターヘリとの相互補完関係をとっておりますし、徳島の県西部におきましては、ここは高知県のドクターヘリと、これは関西広域連合と高知県とで広域の連携協定を結ぶと。そのかわり、本県のドクターヘリ、これは関西広域連合のヘリであるわけでありましたが、高知県の東部エリアを補完をします。また、さらにこうしたヘリがまたそれもいなかったらどうするんだ。この場合には、例えば、徳島であるとか、兵庫県であると、こういうところでは、消防防災ヘリのドクターヘリ機能、こちらを運航しておりますので、これを次の三重目の対応として行う。今、このエリア全体で全てが三重になっているわけではないわけでありましたが、こうした相互補完関係といったものをより密度を高くしていきたい。その意味でも、先ほどご挨拶でも申し上げましたが、京滋のドクターヘリ、これを入れることによって、少なくともどのエリアにおいても二重での体制を整えることが可能となりますので、平成27年度、なるべく早くの導入に向けて努めてまいりたいと考えています。

○委員長（北島勝也） 中川委員。

○委員（中川貴由） わかりました。そういう空白地帯ができるという危険性は避けられるのかなど。ただ、ヘリコプターはいろんなところへ飛んでいって、飛ぶ回数が多いと事故も多くなるので、やっぱり1カ所の負担が多いというのは問題かなど。それで、これをよく見ますと、例えば、私どものエリアですと、ヘリが来る前にもう病院に、医療機関についてしまうので、多分、実際、ドクターヘリを呼ぶことはないだろうというエリアなんです。ところがそうじゃないエリアで、このドクターヘリは実際に必要なエリアでそこ

に住む人口とか、そういったことでテリトリーを配慮しながらまた決めたほうがいいんじゃないのかなとちょっと思っているところなので、また、そういった面での検討もしていただきたいなと思うんですが。

次に、2点目なんですけど、ちょっと細かい話で、4次医療圏というと関西全体を本来一つの医療圏として見ると、これは資源の効率的な活用という意味ですごくいいんですけど、そういった観点でいいますと、ちょっと細かくて申しわけないんですけど、今、例えば、京都府なり、京都でサービスを受けたら現物給付なんだけど、隣の県にいくとそうじゃないと。こういったサービスの違いというのも広域連合として共通のサービスをしていくということを考えることというのも必要じゃないのかなと思うんですが、ご意見をお伺いします。

○委員長（北島勝也） 飯泉広域連合委員。

○広域連合委員（広域医療担当）（飯泉嘉門） これはもうおっしゃるとりですね。逆に言うと、それぞれの構成府県の中においても、現物給付を行うところとそうでない、これはもう国保の場合はそうなんですけど、これは現に起こっております。特に乳幼児の医療費の助成制度、これもそれぞれによって年齢が違うわけなんですけど、これも各市町村に応じて現物給付のところもあれば、そうでないところもあるという形で、実はこれは大きな課題でもあるわけでありまして、それが今の実態であるというところをまずはご理解をいただいて。しかし、どちらがいいのかということ、それぞれ一長一短、これはあるところでもありますので、しかし、今後、4次医療圏関西という、これは例えば、小児医療であるとか、周産期という、高度の医療機関をそれぞれが持ち、融通し合おうと、そして、今までの各都道府県単位であれば、3次医療圏がいいところというのも新たな概念を打ち出したというものでありますので、これをより使いやすく、また利用される皆さん方があれっと思わないような、そうした体制の組み方といったものをしっかりと今後の課題として組み込んでいければと考えております。ただ、ここについては、当然のことながら、それぞれの保険者の皆さん方、各構成府県というだけではなくて、4政令市を初めとする市町村のあり方といった点にも関係が出てまいりますので、こうした点については、構成の市町村との会議も関西広域連合、持っておりますので、こうしたところでもそれぞれお話を伺いをしていただければと、このように考えております。

○委員長（北島勝也） 中川委員。

○委員（中川貴由） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（北島勝也） ほかに。

吉川委員。

○委員（吉川敏文） 堺市の吉川でございます。

私、関西広域連合で、一番すばらしい成果を出しているのはドクターヘリではないかなというふうに常々感謝をしておるんですが、堺市では同じようにドクターヘリを使うことは余りないかもしれませんが、この事業というのは、今、おっしゃられたように、さらに取り組みを強化していただきたいと思うんですが、今、ちょっとお話がありました、観点は違うんですが、4次医療圏という概念なんですけど、医療供給体制を新たに広域化していくということも必要なのでしょうけれども、日本の医療供給体制に一つ何か変革を起こす

ような取り組みが広域連合でできないかなというふうに考えております。その一つとして医療情報の共有化、これは国が何回もチャレンジするんですができていないところかと思うんですが、ICTを使ったその医療情報を広域で構築できないか。そのことによって、患者に対する検査の重複や、投薬の重複、あるいは、効率的な医療供給というのが可能になるんじゃないかなというふうに思っておるんですけども、これは非常に時間がかかる話でしょうし、関係、いろんな諸団体との調整も必要なのでしょうけれども、当然、基礎自治体でこんなことができるはずはございませんし、都道府県でもなかなか難しいところがあって、府県を越える医療というのが受けられる時代になっていますので難しい。そうすると、唯一関西広域連合というくくりで関西という形の中でそういう技術を使いながら、医療情報を一元化して管理をするのではなくて、患者本位のシステムをつくっていけないかなというふうに考えるんですけども、将来的に検討いただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（北島勝也） 飯泉広域連合委員。

○広域連合委員（広域医療担当）（飯泉嘉門） 実は、これは政令市の吉川委員さんからおっしゃっていただくと非常に我々ありがたい話なんです。というのは、国保の関係ですと、政令市はいわゆる保険者になっておりまして、レセプト情報を実はお持ちなんです。ということで、例えば、平時においては、今、おっしゃるように、こうした情報を広域で担う、そして、場合によっては堺市の患者さんがドクターヘリでもって、特に子供さんが、兵庫県、その小児の病院に救急搬送されると。そうした場合の情報がたちどころにそれがもうつくまでの間に、もし情報共有をしていればできて、治療法の確立もできるわけです。こうしたことが可能になるということで、我々としては、マイナンバー制度、これが平成28年の1月から付番が始まります。今後、この医療情報について、これは持っているところですが、医療情報も一つの使える情報ではあるんですが、民間の健保の情報はこれはとれないですね、これはビッグデータという形。しかし、そうした国保などのレセプト情報を共有化を始めて、そして、平時においては今のような救急医療などに使う。

そしてもう一つ重要なのは、実は災害時なんですね。災害時になると、全く医療の現場が混乱をします。しかし、こうしたものをICTを活用して、これを関西広域連合全体でレセプト情報を仮に共有ができていたとすれば、各避難所にどういう人が、これはマイナンバーのカードをリーダーで読めばわかることになりますので、その場合にじゃあ、この方は高血圧でこういう薬を飲んでいる。この人は糖尿病でこういう薬を飲んでいる。こうしたものが例えば、その避難所のところのリーダーで読んでいけば、その避難所ごとにどういった既往症の人がいて、どういった薬がどのくらい要るのか。実は今、この自動集計できるシステムを徳島県的美波町というところをテストベッドといたしまして、日本テレビと総務省で組んで、これが第一次のシステムができ上がりました。今度はNHKを初めとする多くのテレビ局と一緒にし、これは日ごろはテレビを通じて高齢者の見守りサービスを行い、いざ発災となった場合には、テレビ画面に、例えば、吉川さん、逃げてくださいと、個人の名前が地デジの関係で出せるようになっておりまして、そして、2次元バーコードを既にお配りをして、カード、あるいは、帽子、長靴などの日ごろの愛用品のところにつけておいていただいて、そのまま避難所に行くと、バーコードリーダーで読んで、そしてその人がその避難所にチェックインをしたと同時に、その人が既往症を持っている

のか、どんな薬を飲んでいるかの情報がストックされるシステム。これを国家的なシステムにして、地デジのシステムとともに、例えば、災害医療などのおくれているフィリピンであるとか、海外にこれを発信していこうと、国家戦略として今、進めているものであります。

ということで、実は、その事前に重要となるのは、今、レセプト情報をいかに広く持てるかということであります。これは政令市、あるいは市町村の皆さんのご協力がなくてはできないものでありますので、ぜひ、関西広域連合の力、平時、そして災害時ともに有効となり、そして、助かる命を助けられる、そうした医療システム、これをICTを活用してしっかりと我々としてもやっていきたい。しかし、少し課題のあるものでもありますので、ぜひこの点については政令市の先生方にはご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（北島勝也） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） もうぜひよろしくお願いします。堺市は国保というと大体、人口の4分の1ぐらいしかカバーできませんので、国保と同時にやはり民間の健保連等との連携というのはやっぱり関西広域連合として働きかけをしながら、できれば同時並行でそういうチャレンジができればというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（北島勝也） 三宅委員。

○委員（三宅史明） ドクターヘリにつきましては、私も都道府県連携という以上に、まさに広域連合ならではといますか、成功事例というふうに認識しておりますけれども、さらに機能強化を図るために、臨時会においても質問させていただきましたけれども、運航時間の延長、それと、夜間の運用ということなんですけれども、もう既に消防防災ヘリ5機との連携強化と、それと、自衛隊ヘリの連携ということで伺っております。自衛隊ヘリとの連携の、ちょっと臨時会ではもう時間がありませんでしたので詳しく聞けませんでしたので、自衛隊ヘリとの連携の可能性、どの程度の頻度で連携が可能なのか、ふだんの連携があつてこそ初めて災害時もさらに連携が有効になるというふうに私も思っておりますので、非常にいい話だと思いますので、ちょっと詳しくお聞かせいただければありがたいと思います。

○委員長（北島勝也） 飯泉広域連合委員。

○広域連合委員（広域医療担当）（飯泉嘉門） もともと私が提唱者ですので、詳細に申し上げたいと思います。

この関西広域連合の場で、各議会の先生方から夜間の運航はできないだろうか、こうしたお話がありまして、最初に私が答弁を議会でさせていただいたときに、実は、消防防災ヘリのドクターヘリ機能、これを埼玉県が平成21年から22年まで行っておりました、しかし、平成22年の夏に医師を載せたまま墜落をしたんです。それ以降、実はドクターヘリであっても、消防防災ヘリのドクターヘリ機能であっても、夜間は医師の同乗が同意を得られなくなった。これが実は一番の原因となっています。つまり、医師の皆さん方にとってみると安全性の確保、これを第一にさせていただかない限りはドクターヘリであろうが、消防防災ヘリのドクターヘリ機能であろうが、これには同乗しないというのが今の日本の

常識となっているところであります。

しかし、そうはいつでも何とかできないだろうかというのが、最初に私がお答えをしたものであります。そこでそのときにはまだ可能性として申し上げたのは、今、三宅委員さんからもお話のあった自衛隊。これは例えば離島地域、海岸ベリであれば海上自衛隊、内陸であれば陸上自衛隊、これらのヘリを実は知事が発動要請をすればご協力いただくことが可能となります。いわゆる災害発動と同じこととなります。

ということで、その後、徳島県におきましてはそれぞれの司令塔、これも今、おっしゃられたとおりで、まさに日ごろの顔の見える関係が第一となりまして、我々は南海トラフの巨大地震、これを迎え撃つための総合防災訓練、特に、県南地域におきましては、昭和の南海地震が起こった12月21日、ここを大体中核として12月に実施をさせていただいておりますし、もう一つは防災の日です。9月1日には、全県挙げて、大きく2回、それから、あとは、近畿の総合防災訓練、こうした点があります。こういうときの顔の見える関係をつくり上げるという中から、まずは海上自衛隊の指令のほうから協力をさせてもらいたいとお話がありましたのでぜひということで、本県阿南市の離島であります伊島、ここは有人の島であります、ここでドクターを乗せ、そして、伊島にいる患者さんをまずそこでドクターをおろして、そして診療して、同時に乗せて帰ってくると。医師搬送、患者搬送の訓練をさせていただきました。もちろんそのヘリには私も同乗をいたしました。このときには、ドクターヘリ、今、研究を進めている中にありますように、離発着のところの夜間照明、これがやはり一番の問題となります。明る過ぎればいいのかというところでもなくて、実は県のほうで明るさを整備して、なるべく明るく、明るくとしたところが、N Gが出ました。つまり赤外線の間スコープ、これを使いますので、明る過ぎるとハレーションを起こすんです。かといって、暗過ぎてもいけない。最後は実は有視確認をいたします。つまり、窓をあけて、肉眼で着陸現場を見ると。なかなか大変な作業でありまして、しかし、こうしたものやっけていくことによって、スムーズに対応ができることになるかと思えます。

そして、次に11月には県南地域、まさに本県にとっては最初に南海トラフの津波が襲ってくる海陽町、こちらでは陸上自衛隊によってやはり夜間の同様の訓練をさせております。つまり、陸上の難しさというのは、高圧線を初めとするいろいろな架線が夜間、なかなか見えないということなんです。皆様方もご記憶に新しいかと思いますが、実は、海上保安庁のヘリが架線にひっかかって、ちょうどぐるぐると一回転して墜落をし、搭乗人員が全員死亡するという事故が起きました。ということで、実は、陸上をしかも夜間飛ぶというのは非常に難しい。どこに架線がかかっているかを経験則的に全て知っておく必要があるんです。ということで、そうした現地調査をしっかりした上でこれを行うということをしていただきます。既に徳島県では関西広域連合議会で答弁をさせていただいたそのまず前哨として、陸自、海自ともにこの訓練を終えたところでありますので、今回の次期計画の中、この中に今、広域医療局長からもご説明を申し上げましたように、その可能性というよりもその実践を載せさせていただいております。

ということで、これからは、関西広域連合全体で、恐らく陸地が多いということを考えますと、多くは陸上自衛隊、このヘリを活用するということになるかとは思いますが、しっかりとそうした顔の見える関係、そして、もう一つ夜間はなかなかではあります、徳

島県と和歌山県のドクターヘリは、これを朝8時からということで、運航時間を早くして開始をいたしておりますので、まずなるべく運航時間を長くする。そして、夜間の分については、当面はまず自衛隊のヘリを活用する。しかし、場合によってはこれは市の消防局、京都市であるとか、神戸であるとか、大阪であるとか、こうしたところについては、夜間の活動も行っていただいているところでもありますので、こうした体制をより深くできるように、今、3回既に検討委員会を進めておりますが、今後もより実のある形でお答えを出していければと、このように考えています。

以上です。

○委員長（北島勝也） 三宅委員。

○委員（三宅史明） 今、お話を伺いまして、単なる検討ではなくて、もう実地訓練といますか、いろいろ課題の克服に向けて、さまざまに実際に試行錯誤なさっているというのはよくわかりましたので、今後、各府県でどんどん広げていっていただけるような、そんな形での今後、引き続きふだん、自衛隊がスムーズに夜間でも飛んでいっていただけるようなそういう体制を期待しておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（北島勝也） ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ご発言もないようでございますので、本件につきましては、これで終わります。

次に、その他に移ります。

この際、ご発言等はありませんでしょうか。

ご発言もないようでございますので、以上をもちまして、第6回防災医療常任委員会を終了いたします。ご苦勞さんでございました。

午後3時15分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成27年1月

防災医療常任委員会委員長 北島 勝也